

## 駐禁除外指定

## 障害者本人に標章交付

## 警察庁 福祉タクシー利用配慮

警察庁は七日、駐車禁止規制からの除外指定を示す標章の交付対象を一部見直し、歩行困難な身体障害者らの場合は車両ではなく、本人に交付する方針を決めた。福祉タクシーなどに乗る際に使えるようにし、取り

締まり対象から外す狙い。

六月から短時間の駐車違反も取り締まり対象となり、福祉タクシー事業者の団体などが配慮を求

めていた。福祉団体関係者も「歩行困難者の外出時の利便性が高まる」と評価している。

警察庁は意見を集めた上で都道府県警に通達を出し、来年六月一日までに実施するよう求める。

駐車禁止規制からの除外指定の対象は、各都道府県の公安委員会規則で規定。歩行困難な身体障害者らについては、本人や家族らが日常的に使っ

ている特定の車両に対して除外指定の標章が交付され、ほかの車を利用する際には使えない。

一方、福祉タクシーを規制から除外しているのは神奈川県、愛知など七県だけ。福祉タクシーのドライバーには「路上に車を置いて室内まで送り迎えしている間に取り締まりを受けるのでは」という心配があった。

このため、除外指定の標章を障害者ら本人に交

付する形に改め、福祉タクシーやアイサービスタクシーなどに乗る場合も使えるようにする。

障害者に乗せずに標章を示して車を運転するなど悪用事例もあるため、標章の目的外使用は厳しく取り締まる方針。

国交省によると、車いすやストレッチャーのまま乗り降りできるリフトなどを備えた福祉タクシ

ーは、三月末現在で全国に八千二百八台ある。